

臨時福祉給付金の申請受付は 9月30日(火)までです

消費税率の引上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給しています。

対象となる可能性のある方には、7月から申請書を送付しています。まだ申請していない方は、9月30日(火)までに申請書を提出してください。申請書が手元にない場合でも、支給対象者に該当する方は申請することができます。

支給対象者 平成26年1月1日において高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成26年度分の市民税が課税されていない方(ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。)

支給額 支給対象者1人につき1万円

※ただし、次の方は1人につき5,000円の加算があります。

- ・平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける方
(同年4月分または5月分の受給者にかぎる。)
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当および特別障害者手当の平成26年1月分の受給者

申請期間 9月30日(火)まで (午前8時30分～午後5時15分)

※土・日曜日、祝日は除く。

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カードなど公的身分証明書などの提示または写しの提出)
- ・振込先がわかるもの(通帳やキャッシュカード)の写し

申請方法

①郵送で申請する場合…申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと振込先がわかるものの写しを返信用封筒で郵送してください。

②窓口で申請する場合…申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類と振込先のわかるものを持って市役所地下教養室までお越しください。

※詳しくは問い合わせてください。

☆『臨時福祉給付金』をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』に注意してください。

『臨時福祉給付金』に関して

- ・市の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作を依頼したり、給付の手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・現時点で、市の職員が市民の皆さんの世帯構成などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

☆自宅や職場などに、市の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署に連絡してください。

提出・問合せ先 市臨時福祉給付金受付窓口 (いきいき広場内地域福祉グループ) ☎ 52-1447